

2 講習の法的根拠

問 2-1 講習の受講は義務か。

答 法第 74 条の 3 第 9 項に「使用者は、公安委員会から講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者等に講習を受けさせなければならない。」と規定されています。

問 2-2 安全運転管理者等が受講できないときに代理受講できるか。

答 代理受講はできません。受講日を変更してください。

新旧交代の届出手続中であれば、新たに届出する者とみなし受講できます。

問 2-3 講習料はどのように支払うのか。

答 講習料は、愛知県手数料条例に愛知県収入証紙で支払うと規定されています。

「現金」、「愛知県以外の収入証紙」及び「収入印紙」での支払いはできません。

ただし、事業所を管轄しり警察署においてオンライン講習の受講を申請する際は、愛知県収入証紙以外にキャッシュレス決済もできます。